

「次世代プリントドエレクトロニクス材料・プロセス基盤技術開発」
に係る公募要領

平成 23 年 1 月

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

電子・材料・ナノテクノロジー部

「次世代プリンテッドエレクトロニクス材料・プロセス基盤技術開発」に係る公募について
(平成 23 年 1 月 17 日)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、平成 22 年度から平成 27 年度まで「次世代プリンテッドエレクトロニクス材料・プロセス基盤技術開発」プロジェクトを実施します。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本要領に従いご応募ください。

なお、このプロジェクトの一部は、平成 23 年度の政府予算原案をもとに公募するため、今後成立する予算の状況に応じて内容の変更があり得ます。

1. 件名

「次世代プリンテッドエレクトロニクス材料・プロセス基盤技術開発」

2. 事業概要

2-1. 事業の背景、及び目的

電子ペーパーや携帯電話など情報機器においては、用途の多様化などから、フレキシブル性や軽量化が求められています。また、真空や高温を駆使して多量のエネルギー・資源を消費する既存のデバイス製造プロセスからの脱却を図り、省エネルギー・省資源化への転換が期待されています。このような社会的要求・課題を鑑み、本プロジェクトでは、省エネ・大面積・軽量・薄型・フレキシブル性を実現可能なプリンテッドエレクトロニクスの技術開発を行い、産業競争力の強化と新規市場の創出に貢献します。

※詳細については、基本計画を参照してください。

2-2. 事業の内容

本事業では、プリンテッドエレクトロニクスの本格的な実用化のために要求される製造技術の高度化、信頼性向上及び標準化の推進等に資する基盤技術開発を行います。さらに、市場拡大・普及促進等に資する実用化技術開発を総合的に推進し、プリンテッドエレクトロニクスの普及のために必要な要素技術を確立することを目指し、以下の研究開発を実施します。

研究開発項目①「印刷技術による高度フレキシブル電子基板の連続製造技術開発」

(1) 標準製造ラインに係る技術開発【委託事業】

連続かつ完全印刷工程による A4 サイズの TFT アレイを製造できるラインを構築し、連続プロセスで TFT アレイの製造が可能であることを実証する。

(2) TFT に特有の特性評価に係る技術開発【委託事業】

印刷法で製造された①－(1) の TFT アレイの機械的特性・信頼性の評価手法を確立する。また、TFT の特性評価に係る標準化に向けたデータの取得を行う。

研究開発項目②「高度 TFT アレイ印刷製造のための材料・プロセス技術開発」【委託事業】

研究開発項目①で開発する連続製造プロセスの高度化を行う。具体的には製造プロセスの低温化・TFT アレイを含む回路の高性能化を図るために、各種材料（有機半導体材料、導電材料、絶縁材料等）の組成検討、硬化プロセス、並び精密位置合わせ法の開発を行う。また、TFT アレイの大面積化（メートル級）に適用可能な生産プロセスの検討を行う。

研究開発項目③「印刷技術による電子ペーパーの開発」

(1) 電子ペーパーに係る基盤技術開発【委託事業】

各種電子ペーパーを印刷による TFT アレイへ適合するための基礎技術の検討を行い、デバイス作製のための課題抽出及び設計指針を得る。得られた成果は研究開発項目①・②へ反映する。

(2) 高反射型カラー電子ペーパーの開発【助成事業】

カラーフィルター方式にくらべ、発色性、色再現性が高い電子ペーパーを作製し、工業的に製造が可能であることを実証する。具体的には、フルカラー化を実現するために多諧調の表示制御が可能な高反射発色素子を使用可能な TFT アレイを開発し、アプリケーションとして高反射型フレキシブルカラー電子ペーパーを実証する。

(3) 高速応答型カラー電子ペーパーの開発【助成事業】

高速応答による動画の表示が可能な電子ペーパーを作製し、工業的に製造が可能であることを実証する。具体的には、高速応答性を実現するためにフレキシブルな表示部材に合わせた高速動作が可能な TFT アレイを開発し、アプリケーションとして、高速応答型フレキシブルカラー電子ペーパーを実証する。

(4) 大面積軽量単色電子ペーパーの開発【助成事業】

生産性・寿命・衝撃耐性等に優れた汎用的な電子ペーパーを作製し、工業的に製造可能であることを実証する。具体的には、簡易なモジュールアセンブリが可能な軽量性・生産性・耐衝撃性などに優れた TFT アレイの開発を行い、表示部と合わせたアプリケーションとして電子ペーパーを実証する。加えて、本デバイスにおける大面積化のための技術開発も行う。

研究開発項目④「印刷技術によるフレキシブルセンサの開発」

(1) フレキシブルセンサに係る基盤技術開発【委託事業】

各種フレキシブルセンサを印刷による TFT アレイへ適合するための基礎技術の検討を行い、デバイス作製のための課題抽出及び設計指針を得る。得られた成果は研究開発項目①・②へ反映する。

(2) 大面積圧力センサの開発【助成事業】

研究開発項目①・②において開発される TFT アレイの製造技術を応用し、情報入出力をリアルタイムで処理可能な大面積 TFT シートの製造技術を確立する。具体的には電界効果移動度や閾値電圧のばらつきを均一化するための素子作製技術を開発し、面全体で均一な応答動作が可能な大面積シートデバイスを実現する。また、それらの技術を適用する上で必要となる製造設備を開発する。製作された大面積 TFT アレイ上に圧力素子を実装することで、大面積圧力センサを開発する。

(3) ポータブルイメージセンサの開発【助成事業】

シリコン素子を用いたリジッドな従来型イメージセンサでは実現できなかった、小型の巻き取り型スキャナなどに応用が可能な密着型のフレキシブルイメージセンサを開発し、製造可能であることを実証する。具体的には、研究開発項目①・②において開発される TFT アレイ上に、塗布あるいは積層によるデバイス作製技術を駆使して、高精度で性能ばらつきの少ないイメージセンサ素子を形成し、実用的な画像読み取り動作を実現する。そのため高精度アライメント制御技術、ならびに連続素子製造技術を確立する。

2-3. 事業の期間、及び規模

本研究開発の期間は、平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間とします。ただし、この期間内において、下記の通り研究開発項目毎に研究開発期間を設定します。

研究開発項目① 「印刷技術による高度フレキシブル電子基板の連続製造技術開発」

(委託事業) 実施期間 平成 22 年度～平成 27 年度

- (1) 標準製造ラインに係る技術開発
- (2) TFT に特有の特性評価に係る技術開発

研究開発項目② 「高度 TFT アレイ印刷製造のための材料・プロセス技術開発」

(委託事業) 実施期間 平成 22 年度～平成 27 年度

研究開発項目③ 「印刷技術による電子ペーパーの開発」

(委託事業) 実施期間 平成 22 年度～平成 23 年度

- (1) 電子ペーパーに係る基盤技術開発

(助成事業 [助成率：2 / 3 以内]) 実施期間 平成 23 年度～平成 27 年度

- (2) 高反射型カラー電子ペーパーの開発
- (3) 高速応答型カラー電子ペーパーの開発
- (4) 大面積軽量単色電子ペーパーの開発

研究開発項目④ 「印刷技術によるフレキシブルセンサの開発」

(委託事業) 実施期間 平成 22 年度～平成 23 年度

- (1) フレキシブルセンサに係る基盤技術開発

(助成事業 [助成率：2 / 3 以内]) 実施期間 平成 23 年度～平成 27 年度

- (2) 大面積圧力センサの開発
- (3) ポータブルイメージセンサの開発

平成 22 年度は開始分は委託事業のみで 2,100,000 千円、平成 23 年度開始予定の助成事業については 275,000 千円の内数を予定します。平成 23 年度の開始予定の助成事業については、政府予算原案をもとに公募するため、今後成立する予算の状況に応じて内容の変更があり得ます。

3. 応募資格

3-1. 委託事業

応募資格のある法人は、次の(1)～(7)までの条件、「基本計画」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。本事業は、実用化までの長時間を要するハイリスクな「基盤的技術」に対して、産学官の複数事業者が互いのノウハウ等を持ち寄り協調して実施する事業であり、原則、委託事業として実施します。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要となる組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (3) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要となる措置を委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。

- (4) 企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外企業等との連携により実施することができる。

3-2. 助成事業

(1) 交付規程について

本助成事業は「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第5条」に沿って実施します。

(2) 助成要件

a. 助成対象事業者

助成事業者は、次の要件（課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第5条）を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、本邦の企業、大学等の研究機関であることが必要です。

- i. 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ii. 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- iii. 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- iv. 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- v. 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- vi. 当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等（助成対象事業者には含まない）と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること（又は連携の具体的予定を示すこと）ができること。また、知財権の取り扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。

b. 助成対象事業

助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

- i. 助成事業が、別紙の基本計画に定められている課題の実用化開発を行うものであること。
- ii. 助成事業終了後直ちに実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと。

（助成金交付申請書の添付資料3「企業化計画書」中に記載してください。）

- iii. 助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済再生に如何に貢献するかについて、バックデータ※も含め、具体的に説明すること。（助成金交付申請書の添付資料1「助成事業内容等説明書」の「7. 期待される効果」中に記載してください。）（我が国産業の競争力強化及び新規産業創出・新規企業促進への波及効果の大きな提案を優先的に採択します。）

※バックデータ：上記の基礎となる主要な事項（背景、数値等）

- iv. なお、当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドロー

ルフォローアップ調査)に御協力頂く場合があります。

c. 助成対象費用

助成の対象となる費用は、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第6条に示すとおりです。

d. 助成率及び助成金の額

- i. 助成率は、助成対象費用の3分の2以内です。
- ii. 平成23年度の1件あたり年間の助成金の規模は10,000千円～60,000千円程度とします。

e. 研究開発期間

本交付申請は平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書・交付申請書を8部(正1部、副7部)を作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参にて御提出ください。FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。

(1) 提出期限：平成23年2月15日(火)午前12時必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、機構ホームページにてお知らせいたします。

なお、メール配信サービス(<http://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>)にご登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。ぜひご登録いただき、ご活用下さい。

(2) 提出先：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

電子・材料・ナノテクノロジー部 木内、田谷 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー19階

※郵送の場合は封筒に『「次世代プリンテッドエレクトロニクス材料・プロセス基盤技術開発」に係る提案書在中』と朱書きのこと。

※持参の場合はミューザ川崎16階の「総合案内」の受付の指示に従うこと。

※電子証明発行遅れ及び電子証明インストール不具合等外的要因によるやむを得ない事情により e-Rad への電子申請が期限に間に合わない場合、必ず事前にNEDO担当部に相談すること。なお、電子申請以外の提案書類の提出は必ず期限前に行う必要があります。

5. 応募方法

5-1. 委託事業

(1) 提案書の作成に当たって

- ・ 提案書のうち表紙、要約版、本文の記載様式は別添1をご参照ください。別添2に従って研究開発責任者・サブプロジェクトリーダー候補の研究経歴書を、別添3に従って主要研究者候補の研究経歴書を作成してください。(主要研究者候補とは、提案書の各研究開発項目の責任者又は統括責任者となる登録研究員です。)
- ・ 提案書は日本語で作成してください。

(2) 提案書に添付する書類

- ・ 提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。会社経歴書2部(提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要)
- ・ 最近の営業報告書(1年分)2部

- ・ NEDOから提示された契約書(案)に合意することが提案の要件となりますが、契約書(案)について疑義がある場合は、その内容を示す文書2部(正1部、副1部)
- ・ 一部 e-Rad を用いる場合は、e-Rad 応募基本情報(詳細は5-3を参照ください)。
- ・ NEDO研究開発プロジェクトの実施実績調査票(詳細は別添4を参照ください)。
- ・ 本プロジェクトにおける知財の管理・運営方針に関わる提案(別添5) 1部

(3) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・ 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者にお渡ししますので、予め別添6の「提案書類受理票」に会社名等ご記入の上、送付(持参)ください。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。
提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

5-2. 助成事業

(1) 交付申請について

a. 申請書類について

助成金を希望する事業者は、助成金交付申請書(様式第1及び添付資料1~5、添付資料2の助成事業実施計画については平成23年度)1式(正1部、副7部)及び提案書類受理票1部をNEDO事務局(電子・材料・ナノテクノロジー部)まで提出してください。

提出された申請書を受理した場合は、提案書類受理票を申請者にお渡ししますので提案書類受理票に必要事項を記載の上送付(持参)ください。

助成金交付申請書及び記入上の注意事項は、NEDO ホームページ<<http://www.nedo.go.jp/>>の公募情報からダウンロードできます。

この方法で入手できない方は、A4用紙が入る封筒に返信先の住所を記入し、270円分の切手を貼った上、NEDO事務局まで資料を請求してください。

なお、提出された申請書類、添付資料等は返却致しません。

b. 申請に関する注意

2法人以上による共同の申請も本助成事業では認めています。また、企業間の共同研究の形態も対象とします。その場合、申請書において助成期間内及び企業化におけるそれぞれの役割分担等を明確に記述してください。また、企業化能力のない者の申請は公募の対象とはしませんのでご注意ください。交付申請書に添付する積算表は、複数年度交付決定が予定されている場合でも、年度毎作成し、その全年度分を添付してください。

(2) 交付の決定について

a. 交付の決定方法

提出された交付申請は、下記「7.採択先の選定について」に記載の審査方法により審査を行い、助成事業者を決定します。この場合、交付申請に係る事項に修正を加えて助成金の交付を決定する場合があります。

b. 採択結果の通知

採択された事業については、NEDOから申請者に通知します。非採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は、平成23年3月を予定しています。

(3) 助成事業開始までの手続きについて

決定された助成事業者に対しては、助成金交付に先立ち事業説明会を開催しますので、参加してください。

(4) プレスリリース等について

採択された事業に関しては、申請者の氏名、助成事業の名称及び助成事業の概要を NEDO のホームページに公表します。また下記の審査委員（評価者）の所属、氏名について、採択決定後に NEDO のホームページに公表します。また、必要に応じてプレスリリースを行う場合があります

5-3. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、あらかじめ e-Rad へ応募基本情報を申請することが必要です。連名の場合には、それぞれの機関での登録が必要です。詳細は、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

e-Rad ポータルサイト<<http://www.e-rad.go.jp/>へリンク>

概略の手続きを以下の a～e に示します。

a. 所属研究機関の登録とログイン ID の取得

申請に当たっては、まず応募時までに研究代表者（＝主要研究員）の所属する研究機関（所属研究機関）が e-Rad に登録されていることが必要となります。所属研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行ってください。登録手続きに 2 週間以上かかる場合がありますので、余裕をもって行ってください。登録されると、ログイン用 ID（11 桁）、所属研究機関用 ID（10 桁）、パスワード及び電子証明が発行されます。詳細は e-Rad ポータルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」を参照してください。

e-Rad 研究者向けページ システム利用に当たっての事前準備
<<http://www.e-Rad.go.jp/kenkyu/system/index.html> へリンク>

b. 研究代表者（＝主要研究員）のログイン用 ID（11 桁）、申請用は研究者番号（8 桁）の取得 前記 a で登録した所属研究機関の事務代表者が、電子証明の格納された PC を用いてログインし、研究代表者を e-Rad に登録して、ログイン用 ID（11 桁）及び申請用研究者番号（8 桁）とパスワードを取得します。詳細は e-Rad の所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

所属研究機関用マニュアル（共通）
<<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html> へリンク>

c. 公募要領ならびに申請様式のダウンロードと申請書の作成

e-Rad 上で、受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。（NEDO の公募ホームページからダウンロードが可能です。）申請書類等を作成・準備します。

d. 応募基本情報の入力と申請

e-Rad の研究者向けページ
<<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/index.html> へリンク>
研究者用マニュアル（共通）
<<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html> へリンク>

e. 応募方法

i. 郵送又は持参による応募

前記d. で作成したe-Rad応募基本情報はPDFファイルでダウンロードできますので、該当ファイルを全ページプリントアウトし、申請書（正）とともにNEDOへ提出してください。詳細は、e-Rad研究者向けページ及び操作マニュアルを参照してください。

6. 秘密の保持

6-1. 委託事業

提案書は本研究開発の実施者選定のためにのみ用い、NEDOで厳重に管理します。取得した個人情報には研究開発の実施体制の審査に利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。（法令等により提供を求められた場合を除きます。）

なお、e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

6-2. 助成事業

提出された申請書は、助成事業者の選定のみで使用します。評価者には守秘義務がありますが、申請者が申請書の一部について非公開の扱いを希望する場合は、該当する部分を「様式第1、添付資料4」に明示ください。NEDOはその部分については評価者に開示しません。ただし、この場合、評価者の判断材料が不足するために評価が低くなるおそれがありますので、御注意ください。

取得した個人情報については、研究開発等実施体制の審査のために利用します。また、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の利用目的以外で利用することはありません。（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）

なお、e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7. 採択先の選定について

7-1. 委託事業

(1) 審査の方法について

外部有識者による事前審査とNEDO内の契約・助成審査委員会の2段階で審査します。契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託・共同研究先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

a. 事前審査の基準

- i. 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか（不必要な部分はないか）
- ii. 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか
- iii. 共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか

- iv. 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等）
- v. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先・共同研究相手先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）。
- vi. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか（企業の場合、成果の実用化が見込まれるか）
- vii. 助成事業との関係が明確になっているか。（例としては、助成事業に参加するか、若しくは助成事業（実用化技術）を行っている事業者との連携を有するか、または連携をとる体制が準備されているか等）
- viii. 総合評価

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

委託予定先は、次の基準により選考するものとする。

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 - 1. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
 - 2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
 - 3. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - 1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 - 2. 当該開発等の行う体制が整っていること。
（再委託予定先、共同研究相手先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOの指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）
 - 3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
 - 4. 経営基盤が確立していること。
 - 5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
 - 6. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- iii. 委託予定先の選考にあたって考慮すべき事項
 - 1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
 - 2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
 - 3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
 - 4. 公益法人、技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。
 - 5. その他主管部長が重要と判断すること。

(3) 委託先の公表及び通知について

- a. 採択結果の公表等について
採択された案件（実施者名、事業概要）はNEDOのホームページ等で公開します。不採択となった案件については、その旨を不採択となった理由とともに提案者へ通知します。
- b. 事前審査員の氏名の公表について
事前審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。
- c. 附帯条件
採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等）を付す場合があります。

7-2. 助成事業

(1) 審査方法

審査は、外部の有識者からなる事前審査とNEDO内に設置する契約・審査委員会で行ないます。事前審査では、助成金交付申請書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる助成事業者を選定し、その結果を踏まえ、NEDOの定める基準等により審査を行い助成事業者を決定します。助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過に関するお問い合わせには応じられませんので御了承ください。また、申請者に対して、必要に応じてヒアリング等を実施します。

(2)審査事項

a. 事前審査の基準

助成事業者の採択に際しては、次の視点から審査します。

i. 事業者評価

事業者の技術、財務、事務管理、その他事業遂行に必要な能力があるかを審査します。

ii. 事業化評価

共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか。当該事業の新規性、市場創出効果、社会的目標への有効性、企業化計画の妥当性等を審査します。

iii. 技術評価

提案された技術開発テーマについて、技術課題との整合性及び技術開発のレベル、助成事業計画の妥当性、産業界への波及効果等を技術的な観点から審査します。

iv. 実施体制評価

委託事業（共通基盤技術）との関係が明確になっているかを審査します。（例としては、委託事業に参加するか、若しくは委託事業（共通基盤技術）を行っている事業者との連携を有するか、または連携をとる体制が準備されているか等を審査いたします。）

b. 助成金の交付先に関する選考基準

助成金の交付先は、次の基準により選考するものとする。

i. 助成金交付申請書又は申請書の内容が次の各号に適合していること。

1. 助成事業の目標が機構の意図と合致していること。
2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
3. 助成事業の経済性が優れていること。

ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野における事業の実績を有していること。
2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。（国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に NEDO が指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）当該開発等に必要な設備を有していること。
3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 助成事業の実施に関して機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

8. スケジュール

平成 23 年

- | | | |
|----------|---|---------------------------|
| 1月17日 | : | 公募開始 |
| 1月20日 | : | 公募説明会（会場：NEDO川崎 2303 会議室） |
| 2月15日 | : | 公募締め切り |
| 2月下旬（予定） | : | 事前審査（外部有識者による審査） |

- 3月上旬（予定）： 契約・助成審査委員会
- 3月中旬（予定）： 委託先決定・公表
- 3月下旬（予定）： 契約（委託事業）
- 4月上旬（予定）： 交付決定（助成事業）

9. 留意事項

9-1. 委託事業

(1) 契約について

提案者は、NEDOが提示する委託契約書（案）及び業務委託契約約款に合意することが委託先として選定されることの要件となります。

(2) 事業化計画書について

採択された企業等とNEDOの間での契約に当っては、当該研究開発成果の実用化に向けた計画（事業化計画書）を提出していただく場合があります。事業化計画書を提出していただいた場合で、業務委託契約約款第27条第2項に該当する事象が生じた場合には、速やかにNEDOに変更内容を提出していただくこととなります。

(3) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載して頂きます。詳細につきましては別添4をご覧ください。

(4) 追跡調査・評価について

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力頂く場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料1「追跡調査・評価の概要」をご覧ください。

(5) 知財マネジメントについて

特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）について、御協力を頂きます。

また、「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」に定めたとおり、産学官連携プロジェクトの知財マネジメントの強化を図り、国民経済へのアウトカムの最大化を目指すため、「知財の管理・運営方針に関わる提案」（別添6）を求めます。

9-2. 助成事業

(1) 企業化報告書の提出等

採択された事業にあっては、助成事業完了後に企業化に努めていただくとともに、5年後までの企業化報告書を毎年度提出していただきます。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

(2) 収益納付について

当該助成事業の企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

(3) 助成金交付申請書について

採択は当該年度の申請内容に関するものであり、次年度の採択にあたっては、改めて助成金交付申請書を提出していただくとともに、事業の評価を実施します。評価の結果により、当初申請

されていた助成期間内であっても、助成金の交付を中止することがあります。

(4) NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載して頂きます。詳細につきましては別添 4 をご覧ください。

(5) 追跡調査・評価について

助成事業終了後、追跡調査・評価に御協力頂く場合がございますのでご協力をお願い申し上げます。追跡調査・評価については、添付の参考資料「追跡調査・評価の概要」をご覧ください。

また、特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）についても、御協力を頂く場合がございます。

(6) 交付決定の取り消しについて

申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

(7) 申請書記載にあたって

申請書記載にあたっては、「記入上の注意」を熟読ください。申請書の提出に際して、「記入上の注意」に添付したチェックリストを必ず使用ください。なお、本事業に必要な書式はすべて「申請書類」に含まれています。

9-3. 委託・助成共通

(1) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。 ※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。 ※2）に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ホームページ

<<http://www.meti.go.jp/press/20081203006/20081203006.html> へリンク >

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：NEDOホームページ

<<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html> へリンク >

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

ii. 「不正な使用」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 2～5 年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大 6 年間の補助金交付等の停止の措置を行います。）

iii. 「不正な受給」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募

を制限します。

(不正使用等指針に基づき、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 5 年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大 6 年間の補助金交付等の停止の措置を行います。)

- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から N E D O に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. 他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(2) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。N E D O 策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらをご参照ください： 経済産業省ホームページ

<<http://www.meti.go.jp/press/20071226002/20071226002.html> へリンク >

※4. 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください： N E D O ホームページ

<<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html> へリンク >

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2~10 年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度

以降 1～3 年間)

- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から N E D O に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. N E D O は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

(3) N E D O における研究不正等の告発受付窓口

N E D O における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール： helpdesk-2@nedo. go. jp

ホームページ： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html> へリンク >

（電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

10. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。

日時： 平成 23 年 1 月 20 日（木） 14 時 30 分～16 時 30 分

場所： 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 2303 会議室

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー23 階

※16 階「総合案内」で受付を行い受付の指示に従ってください。

11. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、1 月 20 日から 2 月 10 日の間に限り下記あてに FAX またはメールにて受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

電子・材料・ナノテクノロジー部 木内、田谷

FAX：044-520-5223

E-mail : printed@ml.nedo.go.jp

関連資料

- ・ 基本計画
- ・ (別添 1) 提案書の様式
- ・ (別添 2) 研究開発責任者・サブプロジェクトリーダー候補研究経歴書
- ・ (別添 3) 主要研究員研究経歴書
- ・ (別添 4) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について
- ・ (別添 5) 知財の管理・運営方針に関わる提案
- ・ (別添 6) 提案書類受理票
- ・ (別添 7) 「課題設定型産業技術開発費助成金交付申請書」等記入上の注意

(参考資料)

- ・ 追跡調査・評価の概要
- ・ 業務委託契約特別約款